

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………
- ……………(環境局総務部環境政策課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四
- 保安林の指定予定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………五
- 公 告
- 特定開発行為に関する対策工事等の完了……………
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………五
- 令和六年九月三十日付東京都訓令第三十五号……………六

告示

●東京都告示第千五百五十七号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和六年十一月十八日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第三・三・百二十九号玉川上水旧水路緑道公園
- 三 事業施行期間 令和六年十一月十八日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
なし
使用の部分
渋谷区代々木三丁目、代々木四丁目、初台一丁目、西原一丁目、西原二丁目及び幡ヶ谷一丁目各市内

東京都告示第千五百五十八号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、六本木五丁目西地区市街地再開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。
令和六年十一月十八日

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東京都知事 小 池 百合子
六本木五丁目西地区市街地再開発準備組合
理事長 塚原 琢哉
港区六本木五丁目二番三号
- 二 対象事業の名称及び種類
六本木五丁目西地区市街地再開発事業
高層建築物の設置
- 三 対象事業の内容の概略
対象事業は、「都市再開発法」(昭和四十四年法律第

三十八号)に基づく市街地再開発事業として、業務・商業・住宅・文化・教育等の機能を持った高層・低層建築物を新築し、複合的な市街地を形成するものであり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及び史跡・文化財について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和六年十一月十八日から同年十二月二日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 港区環境リサイクル支援部環境課
港区芝公園一丁目五番二十五号
- イ 渋谷区環境政策部環境整備課
渋谷区宇田川町一番一号十二階
- ウ 目黒区環境清掃部環境保全課
目黒区上目黒二丁目十九番十五号
- エ 東京都環境局総務部環境政策課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階
- オ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記(原文のまま記載)

・環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や事業区域及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結果は、表1(1)～(7)に示すとおりである。

なお、事業区域は東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」内にあり、同施行規則第52条に規定する事業(高層建築物の設置)を実施することから、同条例第9条の規定に保わらず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目を選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測・評価等を行った。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
1. 大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.0589ppmであり、環境基準(0.04～0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は55.0%である。</p> <p>また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.045mg/㎡であり、環境基準(0.10mg/㎡以下)を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は20.0%である。</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械の稼働による寄与率を極力小さくするため、建設機械の集中稼働を避けた平準化に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働による寄与率を低減することで、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は低減されると考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.037～0.039ppmであり、環境基準(0.04～0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。工事用車両の走行による寄与率は0.04～2.06%である。</p> <p>また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.039mg/㎡であり、環境基準(0.10mg/㎡以下)を満足する。工事用車両の走行による寄与率は0.02～0.04%である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行時には道路端の濃度は環境基準を満足し、工事用車両による付加濃度は小さく、工事用車両の走行による影響は小さいと考える。</p> <p>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.038～0.039ppmであり、環境基準(0.04～0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。関連車両の走行による寄与率は0.35～0.86%である。</p> <p>また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.039mg/㎡であり、環境基準(0.10mg/㎡以下)を満足する。関連車両の走行による寄与率は0.02～0.06%である。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行時には道路端の濃度は環境基準を満足し、関連車両による付加濃度は小さく、関連車両の走行による影響は小さいと考える。</p> <p>【地下駐車場の使用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.043ppmであり、環境基準(0.0～0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。地下駐車場の使用に伴う寄与率は22.4%である。</p> <p>また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.040mg/㎡であり、環境基準(0.10mg/㎡以下)を満足する。地下駐車場の使用に伴う寄与率は8.4%である。</p> <p>以上のことから、地下駐車場の使用時には二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は環境基準を満足し、地下駐車場からの排気による付加濃度は小さく、地下駐車場の使用による影響は小さいと考える。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】</p> <p>予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.040ppmであり、環境基準(0.04～0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。熱源施設の稼働に伴う寄与率は15.0%である。</p> <p>熱源施設については、整備・点検に努めるとともに、今後詳細を検討する中でより環境への影響を低減するよう設備の諸元等の検討を行う。</p> <p>以上のことから、熱源施設の稼働時には二酸化窒素の濃度は環境基準を満足し、熱源施設からの排気による付加濃度は小さく、熱源施設の稼働による影響は小さいと考える。</p>
工事の完了後	

表 1 (2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
1. 騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動】 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{eq})は、地上解体工事の実施時(工事着工後6ヶ月目)で最大68dB、建築工事等の実施時(工事着工後34ヶ月目)で最大79dBであり、評価の指標とした報告基準を満足する。 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_v)は、地上解体工事の実施時(工事着工後6ヶ月目)で最大69dB、建築工事の実施時(工事着工後34ヶ月目)で最大61dBであり、評価の指標とした報告基準を満足する。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(L_{eq})は、No.1～2において昼間66～67dBであり、評価の指標とした環境基準(昼間70dB)を満足する。No.4においても昼間63dBであり、環境基準(昼間65dB)を満足する。No.3は昼間64dBであり、環境基準(昼間60dB)を満足しないものの、増加量は1dB未満のため、工事用車両の走行に伴う影響は小さい。なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB以下である。 工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル(L_v)は、No.1～4において、昼間32～54dBであり、評価の指標とした規制基準(昼間60～65dB)を満足する。なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間1dB以下、夜間1dB未満である。</p>

表 1 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
3. 日影	<p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度】 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度】 事業区域周辺に存在する日影規制地域に対し、計画建築物により生じる日影時間は日影規制の範囲内に収まると予測する。 事業区域周辺地域への日影の影響を低減するため、高層棟を事業区域中央部に配置すること、周辺への日影の影響を可能な限り小さくするよう計画している。これにより、冬至日において、計画建築物による4時間以上の日影が生じる範囲は、敷地境界北側の敷地境界から最大120m程度の範囲であり、日影規制地域には生じない、よって、評価の指標とした日影規制を満足する。</p>

表 1 (4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
4. 電波障害	<p>【計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 計画建築物により、事業区域南西側の一部の地域において、東京スカイツリーからの地上デジタル放送の遮へい障害が生じると予測する。また、事業区域北東側において、衛星放送の遮へい障害が生じると予測する。 しかし、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブリングテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考えられる。 以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考えられる。</p>

表 1 (5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
5. 風環境	<p>【平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】 防風対策を行わない場合、計画建築物の存在により新たに領域C(中高層市街地相当)の風環境に変化が生じる地点が生じると予測されるが、防風楯等による防風対策を講じることにより、これらの地点は領域B(低中層市街地相当)に改善された。 以上のことから、計画建築物の存在により、事業区域周辺地域の風環境に変化はあるものの、建設前とほぼ同様の領域A(住宅地相当)及び領域B(低中層市街地相当)の風環境に相当する風環境が維持されるものと考えられる。</p>

表 1 (6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
6. 景観	<p>【主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度】 事業区域及びその周辺は中層建築物が主体であり、商業地、業務地、住宅地がモザイク状に集積している中に、いくつかの超高層建築物が見られることから、主要な景観の構成要素の改変の程度は小さいと考えられる。 本事業で計画している高層建築物は、六本木ヒルズ森タワー、東京ミッドタウンミッドタウンタワー、六本木グランドタワー等による高層建築物群に新たな景観要素の一部として加わり、当該地区の景観と調和するものと考えられる。 また、「港区景観計画」(平成27年12月 港区)では、事業区域の位置する港区の全域を景観計画区域と指定しており、港区の景観特性として「活発な都市活動が創出する新たな魅力ある街並み」等を目指して区域とされている。事業区域の本事業は、広大な敷地を一体的に緑で覆う立体的な屋上庭園の整備により、緑豊かでまとまったオーガニクスペースを創出し、事務所、ホテル、住宅種の複合機能導入により、敷地の高度利用が図られ、「活発な都市活動が創出する新たな魅力ある街並み」にふさわしい景観構成要素となると予測する。 以上のことから、評価の指標とした「東京都景観計画」、「港区景観計画」に定める景観の方針等を満足するものと考えられる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 近景域においては、計画建築物が周辺の建築物とともに都市景観の新たなシンボルのひとつとして認識され、中景域及び遠景域においては、計画建築物は周辺の高層建築物群が構成する都市景観の一部として認識され、以上のことから、計画建築物の出現による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、評価の指標とした「東京都景観計画」、「港区景観計画」に定める景観の方針等を満足するものと考えられる。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 現況における形態率は37.6～45.6%、工事完了後の計画建物における形態率は41.1～63.8%であり、変化量は、-3.6～26.2ポイントである。 本事業においては、計画建築物を敷地境界から十分に後退して配置するとともに、高層棟を事業区域中央部に配置することにより、周辺建築物と可能な限り隣接間隔を確保しためとりある計画としている。また、敷地外周部に高木・中木の植栽を配置することにより、歩行者の視界から計画建築物を遮ることで、計画建築物による圧迫感の低減に努める。 以上のことから、「圧迫感の軽減を図ること」とする評価の指標を満足するものと考えられる。</p>

表 1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
7. 史跡・文化財	<p>〔文化財の現状変更の程度〕</p> <p>事業区域に隣接して、国の登録有形文化財（建造物）「国際文化会館本館」、港区の名勝「旧岩崎邸庭園」が存在する。隣接する建築物等の工事には反作用を設置するとともに、掘削工事に際しては、山留めを設置し地盤の変形及び沈下を抑制する。なお、「旧岩崎邸庭園」の名勝指定範囲は、国際文化会館所有地全体に及ぶ。国際文化会館の西側や庭園下段の擁壁部分は、事業区域として変更する計画であるため、これらの区域については工事着手前に名勝の現状変更に係る許可手続を行う予定である。その他、本事業の工事により、「国際文化会館本館」や「旧岩崎邸庭園」の保存に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとするときには、「文化財保護法」「東京都文化財保護条例」に基づき適正に対処する。</p> <p>以上のことから、事業区域に隣接する国の登録有形文化財（建造物）の「国際文化会館本館」及び港区名勝の「旧岩崎邸庭園」の保存及び管理に支障は生じないと考える。</p> <p>〔埋蔵文化財包蔵地の改変の程度〕</p> <p>事業区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地の全部または一部が含まれ、このうち一部については、「文化財保護法」に基づき「埋蔵文化財発掘届」を提出し、東京都教育委員会、港区教育委員会との協議を踏まえ、記録保存のための発掘調査を実施済みである。その他の周知の埋蔵文化財包蔵地については、港区教育委員会の指導に基づき、試掘・確認調査は実施済みであるが、既往の建築物が立地しているため、それらの建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財の発掘調査を行う予定である。調査の方法・範囲については解体工事を行う前に港区教育委員会と協議を行ったうえで確定する。</p> <p>なお、事業区域全域が「江戸道跡」の範囲となっており、遺跡が残存している可能性がある区域に関しては、工事着手前に試掘・確認調査等を実施するよう、指導を受けている。新たに埋蔵文化財が発見された場合は、東京都教育委員会、港区教育委員会へ速滞なく報告し、「文化財保護法」、「東京都文化財保護条例」及び「港区埋蔵文化財取扱要綱」に基づき適正に対処する。</p> <p>以上のことから、本事業の実施により事業区域内の埋蔵文化財包蔵地を改変するが、適正に対処することで、埋蔵文化財包蔵地の記録、保存に支障は生じないと考える。</p>
工事の完了後	<p>〔文化財周辺の環境の変化の程度〕</p> <p>事業区域内には指定・登録文化財は存在しないが、事業区域に隣接して、国の登録有形文化財（建造物）の「国際文化会館本館」及び港区名勝の「旧岩崎邸庭園」が存在する。日影の影響については、南側に位置する計画建築物（住街区：南住宅棟）の高さを抑えることで、文化財への影響に配慮した計画としているため、現況に比べて、工事の完了後における冬至の日影の及ぶ範囲が概ね小さくすると予測される。</p> <p>風の影響については、「18.5 風環境」において建設前後で領域A（住宅地相当）と変化せず、風環境により著しい影響を及ぼすことはないと予測する。</p> <p>以上のことから、事業区域に隣接する国の登録有形文化財（建造物）の「国際文化会館本館」及び港区名勝の「旧岩崎邸庭園」に著しい影響を及ぼすことはなく、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考える。</p>

●東京都告示第千五百五十九号

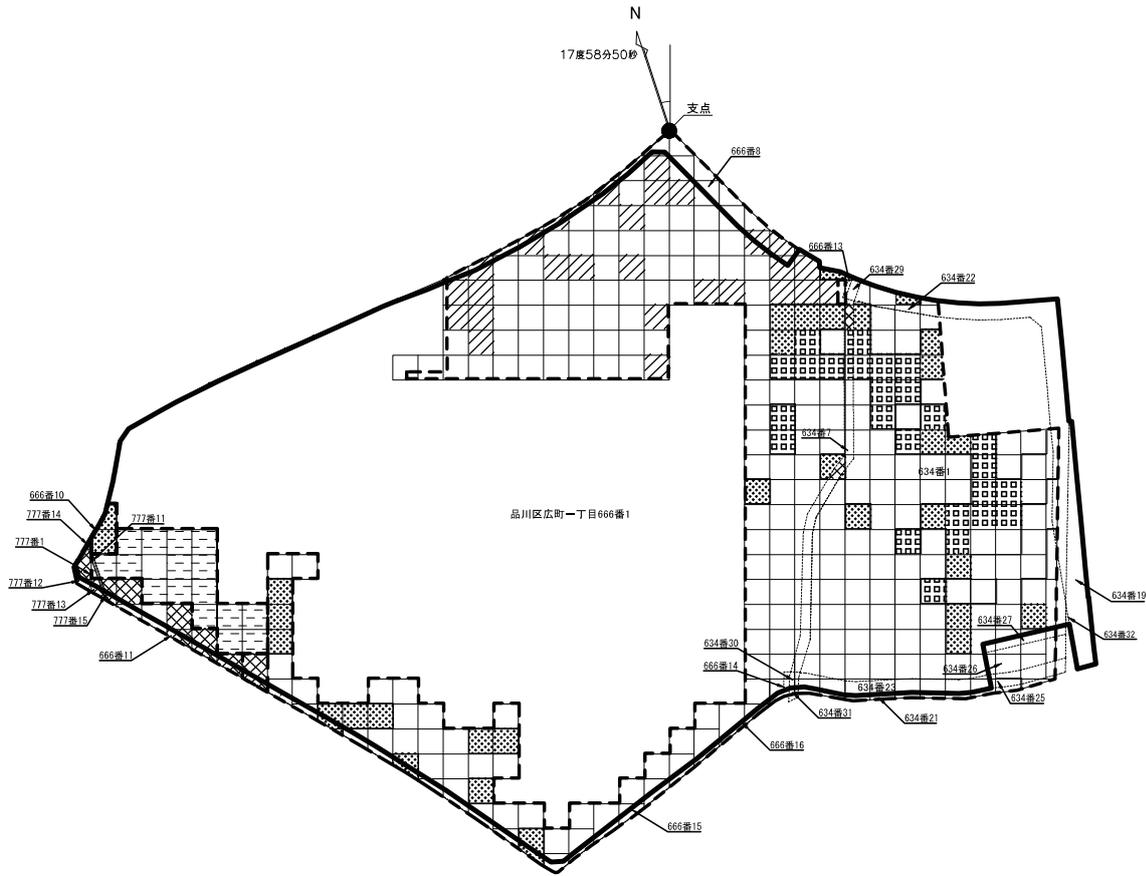
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千四百二十五号及び平成三十一年東京都告示第六百四十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区広町一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 敷地境界 - - - 調査対象地
- 単位区画 - - - 筆境界
- 形質変更時要届出区域(平成24年東京都告示第863号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域(平成30年東京都告示第1425号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域(平成31年東京都告示第647号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域(令和5年東京都告示第1273号により指定した区域)
- 指定を解除する区域

【支店】

支店は、品川区広町一丁目666番8の最北端とする。

【格子の回転角度(17度58分50秒)】

格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和六年十一月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

三宅島三宅村伊豆五九〇番二(次の図に示す部分に限る。)、六二六番三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定開発行為に関する対策工事等の完了について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十条第一項の
規定に基づき許可した次の特定開発行為に関する対策工事
等は、完了した。

令和六年十一月十八日

東京都知事 小池 百合子

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

八王子市小比企町千三百三十 八王子市並木町三番二十号
一番三の一部、千三百三十二 福南地所株式会社
番二及び千三百三十三番一 代表取締役 田中 弘章

正 誤

○令和六年九月三十日付東京都訓令第三十五号
四ページ上段の様式を次のように訂正する。

第3号様式(第3条関係)

(表)

児童手当 受給者情報

受給者	氏名		性別	生年月日			住所	配偶者等の有無		配偶者等の氏名	職業等	通学先 (学生の場合のみ)	卒業予定時期 (学生の場合のみ)	配偶者等の職業	被用者・公務員・被用者でない者			
	姓	名		年	月	日		有	無						申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)	申立人による生計費の負担の状況 (該当するもの全てに○)		
児童の兄姉等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	氏名	続柄	生年月日	同居 別居 の別	海外留学 している場合 の出年	住 所	監護の 有・無	生計 関係	児童との 関係	児童手当該当年月日								
										3歳未満	3歳以上	第3子以降	非該当年月日					
所得の状況	年分所得額		認定年月日	支給開始年月		消費年月日		支給消滅事由		手当月額		備考						
	円									3歳未満		円						
										3歳以上		円						
										第3子以降		円						
										計		円						

(日本産業規格A列4番)

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
郵便番号 163-8001
定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
郵便番号 101-0051

